

プラットフォームサービスに関する研究会（第15回）

1 日時 令和元年10月25日（金）10:00～12:00

2 場所 総務省第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）構成員

宍戸座長、生貝構成員、大谷構成員、木村構成員、崎村構成員、寺田構成員、手塚構成員、松村構成員、森構成員、山口構成員

（2）総務省

谷脇総合通信基盤局長、竹内サイバーセキュリティ統括官、竹村電気通信事業部長、今川総合通信基盤局総務課長、山碕事業政策課長、大村料金サービス課長、山路データ通信課長、中溝消費者行政第二課長、赤阪サイバーセキュリティ統括官付参事官、大内事業政策課調査官、清水消費者行政第二課企画官、中川課長補佐

4 議事

（1）主要課題の検討（フェイクニュースや偽情報への対応について）

（2）意見交換

（3）その他

【宍戸座長】 本日は皆様、足元の悪いところお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。定刻でございますので、プラットフォームサービスに関する研究会第15回会合を開催させていただきます。

冒頭、カメラ撮りのお申し出がございますので、少々お待ちください。

【清水消費者行政第二課企画官】 報道関係者の方がご退室されますまで、もう少々お待ちください。

(マスコミ退室)

【宍戸座長】 それでは、議事に入ります。前回会合からこの研究会としての最終報告へ向けた主要課題についてのご議論を頂戴しているところでございますが、今回はフェイクニュースや偽情報への対応に関する主要課題についてご議論をいただきたいと思っております。

なお、最終報告へ向けた主要課題についての集中的な議論は今回が最後となります。次回会合ではフェイクニュースに限らず、全体的な論点整理（案）についてご議論をいただきたいというふうに思っておりますので、本日も活発にご議論いただきたいというふうに思います。

それでは、資料15-1「主要課題の検討（案）～フェイクニュースや偽情報への対応～」について、事務局からご説明をお願いいたします。

【清水消費者行政第二課企画官】 資料15-1をご覧ください。0から9までの各項目ごとにご説明差し上げます。

まず1ページ目、0としておりますけれども、フェイクニュース対策の必要性・目的でございますが、フェイクニュースへの対策は何のために行うのか、その目的及び必要性を明確にすべきではないか。

2ポツ目ですが、フェイクニュースがもたらす問題としては、民主政治をゆがめたり、政治的分断を深めたりするおそれ、メディア等の発信する情報への信頼が失われるおそれ、また、民主主義と安全保障が毀損されるおそれなどがあるとされており、EUやアメリカにおいても実際のフェイクニュースが選挙等を中心に問題となっていることから、我が国においても近い将来、同様の問題が生じることを念頭に対策を検討するべきではないか。

また、これまでの我が国における事例を踏まえ、フェイクニュースの種類などに着目した上で、どのような対策が必要なのかについて検討が必要ではないかとしております。

続きまして、1の自主的スキームの尊重についてでございますが、フェイクニュース対

策の方向性について、法律による規制、自主的取組とその実効性を支える法的規律を組み合わせた共同規制的枠組みの構築、業界に対して行動規範の策定を求めるなどによる自主的な対応、個社ごとの自主的な対応など、さまざまなレベルの対応が考えられるが、どうか。

2ポツ目ですけれども、表現の自由への萎縮効果への懸念、フェイクニュースの定義づけの困難性、諸外国における法的規制の運用における懸念などを踏まえ、まずは民間部門における自主的な取組を基本とした対策を進めていくべきではないか。

また、フェイクニュースの生成・増幅・拡散がプラットフォームのエコシステムにおける問題に依存している部分が多いことから、プラットフォーム事業者による主体的な取組が求められるのではないか。

次のページになりますが、4ポツ目、民間による自主的スキームを尊重しつつ、仮に自主的スキームが達成されない場合、あるいは効果がない場合には、共同規制的枠組みの構築など、行政からの一定の関与も必要ではないかとしております。

4ページ目に入りますが、2項目目、我が国におけるフェイクニュースの実態調査につきまして、我が国においてどのような情報流通が問題となっており、どのような対応の必要性があるのかについて明らかにする必要があるのではないか。フェイクニュースの類型や性質、フェイクニュースの流通状況、引き起こされる可能性のある問題の重大性などについて、その実態を正確に把握した上で取組を進めていくことが必要ではないか。プラットフォーム事業者は我が国におけるフェイクニュースの流通状況の実態把握に関して協力を行うことが望ましいのではないかとしております。

5ページ目、3項目目になりますが、多様なステークホルダーによる協力関係の構築。フェイクニュースの問題には多面性があり、対応策に関しても多面的な解決策を検討していくことが必要ではないか。

2ポツ目になりますが、産学官民が連携し、多様なステークホルダーによる協力関係の構築を図ることが重要ではないか。政府はそれらの協力関係構築を支援することが必要ではないか。

また、政府が多様なステークホルダーによる協力関係構築を支援するに当たって、どのような支援策が考えられるか、国内外の主要プラットフォーム事業者、政府、関係者などで構成するフォーラムを設置し、取組の進捗を共有しつつ、継続的な検討を行うことが適当ではないか。

6 ページ目になりますが、4 項目目、プラットフォームサービス事業者による適切な対応及び透明性・信頼性の確保。プラットフォーム事業者による取組を推進するに当たっては、表現の自由の重要性に鑑み、過剰な削除の問題が生じないように、プラットフォーム事業者の透明性及びアカウントビリティを確保する方策についても、同時に進めていくことが望ましいのではないかと。

具体的には、プラットフォーム事業者がどのような種類の情報に対してどのような対応を行うのかをあらかじめ明確にして公開すること。削除などの対応に関して苦情受付体制及び苦情処理プロセスを適切に定めること。実際の対応結果について公開すること。取組の効果について分析を行い、公開することなどが求められるのではないかと。プラットフォーム事業者が取組の透明性やアカウントビリティを求める際には、一定期間における透明性レポートの作成などにより取組全体の対応についてアカウントビリティを果たすとともに、個別の対応について苦情があった場合には、苦情処理プロセスの中で適切にアカウントビリティを果たすことが望ましいのではないかと。プラットフォーム事業者はAI 技術の活用により削除などの対応を行う場合には、アルゴリズムに関する透明性を確保したり、アカウントビリティを果たしたりすることが望ましいのではないかと。

また、次のページに続きますけれども、プラットフォーム上に流通する情報の信頼性向上のために、プラットフォームサービスの性質に応じて発信者の信頼度を高める工夫や、みずから情報の選別、編集を行うことが適当ではないかとしております。

次のページ5 項目、ファクトチェックの推進についてでございます。多様な民間主体によるファクトチェックの実践により、表現や言論の自律的な取組を通じたフェイクニュースの自然淘汰を目指すべきではないかと。持続可能なファクトチェックの事業モデルが存在せず、ファクトチェックの担い手が不足していることや、社会的認知度、理解度が不足しているという課題を踏まえ、ファクトチェック活性化のための環境整備を推進していくことが必要ではないかと。

ファクトチェック活動を支援する際に、その活動コストをどのような主体が負担するのが望ましいかについて議論を継続すべきではないかと。ファクトチェック団体とプラットフォーム事業者の連携を進めていくべきではないかと。例えば、プラットフォーム上の情報にファクトチェック結果を結びつけるなどの取組が我が国においても進められることが望ましいのではないかとしております。

続きまして6 項目目、情報リテラシー教育の推進についてですけれども、情報を適切に

読み取り、発信する能力のみならず、現代の情報メディア環境に関する知識を身につける必要があるのではないか。プラットフォーム事業者のサービスに関する具体的な仕組みや現代の情報メディア環境の特性、その環境の中でフェイクニュースが拡散する仕組みを学ぶことで、フェイクニュースに対抗する情報リテラシーを身につけることが重要ではないか。

また、一般ユーザーにより発信、拡散される情報などに接する機会が飛躍的に増加していることを踏まえ、現代の情報メディア環境に対応した情報リテラシー教育の在り方を意識する必要があるのではないか。既存の情報リテラシー教育施策において、フェイクニュースの問題に対応した教材やカリキュラムにアップデートしていく必要があるのではないか。また、情報リテラシー教育の推進に当たっては、行政や民間団体における既存の施策について、さまざまな主体の連携体制の構築を図るべきではないか。

また、10ページ目に入りますが、プラットフォーム事業者と協働した情報リテラシー教育を推進していくことが必要ではないかとしております。

11ページ目になりますが、7項目目、研究活動への支援。大量の情報やアカウントを監視・削除する場合、機械学習やAI技術を活用することが考えられるが、プラットフォーム事業者はそれらの技術について研究開発を推進していくことが適当ではないか。機械学習やAI技術を活用したプラットフォーム上に流通する大量の情報からの疑義情報の選別に資する技術などの研究開発について、政府として引き続き推進するとともに、研究活動を行う研究者などを支援していくことが望ましいのではないか。ディープフェイクなど、今後より一層新たな技術を悪用したフェイクニュースに対抗する技術に関する研究を推進していくことが重要になるのではないか。

12ページ目に入りまして、8項目目。情報発信者側における信頼性確保方策の検討。一般ユーザーにより発信・拡散される情報も飛躍的に増加しているため、メディア全体の情報の信頼性の確保の在り方が課題になっていることを踏まえ、伝統的なメディアにおける情報の信頼性の確保のための取組やノウハウも参考とし、現代のメディア環境に対応した情報の信頼性確保の在り方について検討を深めていくことが適当ではないか。情報の信頼性をどのように確保していくかについて関係者間で今後検討をさらに深めていく必要があるのではないか。プラットフォーム事業者とネットメディアの協力関係の構築支援や海外事例を参考とした信頼性確保のための施策について、関係者間で引き続き検討することが適当ではないか。また、信頼できる質の高い情報をどのようにインターネット上に増や

していくのかを考える際には、デジタルアーカイブの推進と拡大という観点も意識すべきではないかとしております。

最後に9項目目になりますけれども、国際的な対話の深化についてですけれども、フェイクニュース対策を検討していくに当たっては、国際的な対話の深化を進めていくことが適当ではないか。それぞれの国・地域における文化的背景の違いを認識しながら、表現の自由などの重要な価値観を共有し、インターネット上のルールメイキングに関して国際社会においてコンセンサスを得られるよう、議論を進めていくことが適当ではないかとしております。

以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。ただいまから事務局から資料15-1についてご説明をいただきました。

また、お手元の資料で申しますと、参考資料1は三菱総研さんのほうでご尽力いただきまして、「諸外国におけるフェイクニュース及び偽情報への対応状況」ということでこれまでの資料のアップデートをされております。例えば、私が事前に拝見したところで申しますと、14ページが一番下のところで、フェイスブックが2020年大統領選前にいるような対応をしていることについてのご紹介とか、かなりぎりぎりまでご苦労いただいて最新の情報がこれに集約されているかと思えます。

また、参考資料の2におきましては、これまでのフェイクニュースあるいは偽情報に係る本研究会での構成員の皆様からの主な議論をまとめております。こうしたものを踏まえまして本日、事務局から資料15-1という形で主要課題の検討の案という形で、これをご提示いただいたものでございますので、ここから委員間で自由にご議論をいただきたいというふうに思います。

議論の進め方でございますけれども、これ全体で丸ごとそのまま始めると、乱打戦になって大変なことになりますので、項目を分けてご議論いただく。最後に全体を通してのご議論をいただきたいというふうに考えております。

具体的に申しますと、資料でいいますと1ページから5ページ目まで、主要課題の1から3までのご議論がまず第1番目に議論をさせていただき、次に6ページ、7ページのプラットフォーム事業者の点について切り出して議論させていただき、さらに8ページから10ページまでファクトチェックの推進、情報リテラシー教育の推進まで、10ページまで議論をしていただき、そして最後に11ページから14ページまでを議論していただく。

そして全体を通しての議論というふうには、一応5つぐらいのラウンドに分けて議論をさせていただければというふうには考えております。

そこでまず1番目のラウンドでございますが、資料の1ページから5ページまで、項目番号で申しますと0から3についてご意見をいただければと思いますが、いかがでございましょうか。

ここはかなり総論的な部分でございますけれども、フェイクニュース対策の必要性・目的ということが一般的に挙げられ、また項目の1では表現の自由を踏まえた大きな政府としての取組の在り方はこうあるべきじゃないかということで、自主的なスキームを尊重するという前提で議論をするというのはいかがか。

4ページは、ここが比較的重要なところだというふうには思いますが、我が国におけるフェイクニュースの実態について、この研究会でもさまざまなヒアリング等行ってきまされたけれども、その実態調査が具体的になされるべきでないか。

そして5ページ目において、多様なステークホルダーによる協力関係ということが挙げられているところでございます。

これ全体、この1ページから5ページまで、どこからでもご質問、ご意見いただければと思います。では、崎村さん、お願いいたします。

【崎村構成員】 ありがとうございます。自主的なのということは、ぜひそうになっていたきたいと思うんですけれども、現状できていないということを考えると、純然たる自主的なのというのはちょっと難しいかなという気もしています。

ここで言うべきなのか、後ほどのファクトチェックのところでは言うべきだったのかというのはあるんですけれども、8ページのほうに「持続可能なファクトチェックの事業モデルが存在せず」とありますが、こういったところも、実際にこちらに来てお話ししていただいた日本報道検証機構さんも資金が集まらないということで解散されたりしておりますので、何らかの半公的な手立てがないと、純然たる自主的な取組はちょっと難しいんじゃないのかなと感じております。

【宍戸座長】 ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。大谷さん、お願いします。

【大谷構成員】 ありがとうございます。資料を拝見しておりまして、これまでの我が国の事例というのが比較的諸外国に比べると少ないというか、ちょっと特徴があるというところがあるかと思っております。これまでの例として幾つか思いつくのが、我が国というのは

どうしても自然災害に見舞われることが多い国土というところがあると思いますけれども、自然災害が発生したときに、社会を分断したり、対立をあおるようなデマを流し、それが最終的には政治的な分断につながっていく、あるいはヘイト情報、ネガティブな情報の提供につながっていくというような事例の萌芽が幾つか東日本大震災のころから見られるところですので、そういった特徴といったことを引き続き分析していただくことがまず重要だと思いますので、4ページに書かれていることというのは基本的に大賛成です。

ただ、第三者がそういった実態調査を積極的に進めるといってもなかなか十分な情報がないですし、その担い手という問題もありますので、できれば、ステークホルダーは多岐にわたっておりますけれども、プラットフォーム事業者から一定の情報の提供を受けるといことが大前提になってくるかと思えます。

ただ、情報の提供を受けるというプロセスそのものも、できるだけ透明性の高いものであることが必要だと思っております、5ページに書いていただいておりますように、5ページのポチでいいますと上から4つ目ということになりますが、国内外の主要なプラットフォーム事業者や、それ以外のステークホルダーも含めたフォーラムを設置した形で、公開された場で議論をし、実態を踏まえた進捗を共有し、社会の批判をあおぐというようなフレームワークをつくり上げることがまず重要なのではないかと思います。

崎村構成員からご提案があった、完全に事業者任せというのはやはり不十分な面があると思っておりますので、一堂に会して公開された場で進捗をお互いに発表し合うというような場がぜひとも必要だと思っております。そういう意味で今回のペーパーはよくできているのかなと思って拝見したところでございます。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。さらにいかがでございましょうか。生貝構成員。

【生貝構成員】 ありがとうございます。今の大谷構成員のご発言とおそらく同趣旨の部分が多いかというふうに思うのですが、4ページのフェイクニュースの実態調査というところに関連して、おそらく特にモニタリングという側面を少し強調することが望ましいのかなというふうに感じたところです。

モニタリングといいますのは、ここでは2つの位置づけがあるかというふうに思っております、1つは我が国における実態をどう調査していくかということです。これは、これまでの状況がどのようなものであったのかということをしかり調査をすると同時に、これからさまざまなことが起こってくる、例えば、あるプラットフォーム上で急速に偽アカウントの数が増加したりですとか、諸外国で報じられるように、例えば政治 이슈に

関わる出どころがよくわからない広告が急速に増えてくる、そういうことがもし起こるのであれば、しっかりと未然にモニタリングをしておく体制というものをどのようにつくっておくのかということです。このことは既にグローバル・プラットフォーム各社様、各国の要請もあって、かなりセンシティブに情報収集を含めて取り組んでいらっしゃる場所であると思いますけれども、我が国としてもそういった情報を適時にしっかり把握して、協業の上にかに常時しっかり見ていく体制をつくっていくのかという、これが1つのモニタリングの体制であるかというふうに思います。

そしてもう1つの側面といいますのは、共同規制という方法をとるにしても、自主規制という方法をとるにしても、中核的な行政のかかわり方というのはやはりモニタリングそのものであります。

果たしてその施策が自主的にうまくいっているのか、うまくいっているというのは果たしてどういう評価軸で評価すべきなのか、そういったことを含めて、こういった政府の会議等で、いわゆる当事者間のフォーラムに加える形で報告を求めるといったようなこともしばしば行われるところであると思います。自主的な取組がうまくいってなくて、もしさらなる手立てが必要なのだとしたら、どういったことが望ましいのかを考えていくということを含めて、継続的なモニタリングということの重要性というのを少し強調させていただきたいというふうに存じます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。寺田構成員。

【寺田構成員】 ありがとうございます。調査であったりとか、それからCode of Conduct、自主規制とか、こういった部分で前提として考えないといけないのが、手段と目的をちゃんと分けて考えておく必要があるのではないかなと思っています。

フェイクそのものがだめ、嘘そのものがだめというわけではなくて、実害が発生する、被害が発生するようなものはだめということで、実害を防止するということが多分目的であると思っています。なので、単純にフェイクをNGとするような考え方ではないというところをしっかりと前提として考えておく必要があると思います。

逆に言うと、こういった被害とか実害を及ぼすようなものがあるということは、それは一体誰の責任なのかというところが追及されるべきで、そういったところが例えば資金であったりとか、フォーラムを結成するであるとか、自主規制のコアとなる場所ですね、そういった考え方というのをしっかり仕組みとして明確に出していく必要があるのではないかなというふうに思っています。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それから森先生、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。いろんな意見をうまくおまとめいただいていたと思っていて、先ほど来、共同規制なのか、自主規制なのかというお話もありますけれども、今回、この検討案としておまとめいただいたように、基本的には自主的な取組を重視するということが正しいのではないかなと私は思います。

特にフェイクニュース対策ということになりますと、何がフェイクであるとか、何が削除されるべきものであるかというところが難しいわけですので、そこに政府が関与しないということは、それは重要な自制でありますので、先ほど来ご意見として出ていますように、せいぜい行ってモニタリング、どんなことをプラットフォーム事業者が取り組んでいるのかということをお教えをもらうという程度のところまでであって、それ以上に何か積極的に政府が関与すべきものではなかろうと思いますので、そういうスタンスでお書きいただいた検討案には全く賛成です。

この冒頭に、1ページ目にフェイクニュースがもたらす問題ということをお2ポツで書いていただいています、①②③ということですが、特に①の冒頭のところに、民主政治をゆがめたり、政治的分断を深めたり、2行目に下線がありますけれども、こういうところからすると、フェイクニュースの中身の問題、フェイクなのか、どうなのかということもさることながら、受け手の問題、今はメッセージを送りつける対象者がどんな人かということがわかってしまう時代なわけですので、受け手に対してどのようにメッセージを出しているのか。一定の脆弱性のある人にこういうメッセージを出したらこういう投票してくれるだろうということが、場合によってはわかったりするわけですので、それは政治広告というふうに言ってしまってもいいのかわかりません。もっと政治的なメッセージ、一般的には商品やサービスの場合はマーケティングと言われるようなことだと思いますけれども、政治的なメッセージを発信する相手に着目をして出し分けるようなことをする、一定の人に重点的に特定のメッセージを発信するというようなことが、フェイクニュースのまさにその隣にあるといいますか、もたらす問題としてはまさに同じところにあると思いますので、受け手についての問題、政治的メッセージを受け手の関係で選別する、出し分けるということの問題があるのではないかなというふうに思います。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。手塚先生、お願いします。

【手塚構成員】 今回の資料、非常に全体的に考え方がまとまっていてよかったと思うんですが、今、自主的取組という点で、私もそういう考え方が非常に重要な点とこの分野は思っているんですが、先ほどのモニタリングと、あとファクトチェック、この辺の全体的なスキームをどういうふうに我が国の中で構築するかというところが、コンテンツそのものの内容、これが一番重要なわけですけども、実際にそれらを見るときに全体的なシステム的なスキームといいますか、第三者がファクトチェックするとしたら、どういう機関がそれをやるのか、モニタリングはどこがやるのか、この辺をもう少し明確に今後絞り込んでいくということが非常に重要になるかなというふうに思っています。

【宍戸座長】 ありがとうございます。またファクトチェックの問題はさらに各論を後に議論させていただきたいと思いますが、さらにいかがでしょうか。まず木村さん、お願いします。

【木村構成員】 まとめていただいてありがとうございます。私も、報道の規制とかではなく、自主的な取組というところで賛成するところです。調査にしても継続的に行って、対策を練っていくというところも賛成するところです。

1点ですけど、5ページの一番下の多様なステークホルダー間の対話の取組ということで、フォーラムを設置するというところ、そこの主要プラットフォーム事業者、政府、関係者などで構成するフォーラムとあるのですけれども、ここのメンバーがどういった方々になるのかによって、かなり性格が変わってくると思いますので、きちんと透明性・公平性を配慮した構成であるべきだと思いますし、1点、私から要望を申し上げますと、利用者の立場の方もぜひ入れていただきたいと思います。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。生貝先生。

【生貝構成員】 ありがとうございます。先ほどの私自身の発言に少し補足というところなんですけれども、今までさまざまな構成員の先生方が、特に今回できるだけ自主的な規制を前提としてということ、全体について私も同意見なのでございますけれども、1つの課題は、おそらくこの検討会のかなり初期のころに申し上げたことでもございましたけれども、この問題に対応するに当たって、情報を削除するかどうかということと、プラットフォームの振る舞いに透明性等を求めることというのは、これは分けて考えられるかなというふうに認識しております。

前者の情報を削除するという点に関しては、フェイクニュースということの定義の難しさですとか、表現の自由との非常に重要な緊張関係という観点からも、これは大前提と

して基本的には強く自主規制を基調に置くべきであるということ、私自身もそのように考えているところであります。

他方で、例えば、コンテンツの削除ですとか、あるいはプラットフォームの行う削除やモデレーション、あるいはその状況のモニタリングに必要なデータを一定程度出しているだけでありますとか、あるいは政治を含めた広告について一定の透明性を求めるといったことでありますとか、そういったようなプラットフォーム様の振る舞いに透明性を求めるということは、これは今すぐ、例えば共同規制のような枠組みをつくるかどうかは別といたしましても、前者の問題とは分けて考えることができるのだらうと思います。

分けても特に透明性という問題は、フェイクニュースという問題を含む、しかしそれに限られない、広く現代のプラットフォーム関係分野における消費者保護とも深く関わるものでございますから、フェイクニュースという問題以外との兼ね合いも含めた情報の流通のインフラとしての透明性というものをどのように確保していくのか、このことはもしかすると前者の問題よりも少し踏み込んだ形でのアプローチというのも考えられるのではないかとこのように感じたところです。

【宍戸座長】 ありがとうございます。今、生員構成員がおっしゃった点は、その次の6ページ以降の論点のところでもたまたさらに各論で議論させていただきたいと思いますが、貴重なご指摘ありがとうございます。

ほかにはいかがでございましょうか、この段階で。崎村さん。

【崎村構成員】 モニタリングという話が今出てきているんですけども、マスメディアを通じて流れるようなフェイクニュースに対するモニタリングってある程度考えていると思うんですけど、ケンブリッジ・アナリティカの件なんかでも出てきているように、実は完全にターゲティングされているんですね。だから、ターゲットとなっている人以外はモニターできないという問題があって、それをどうするのかというのは大きな問題かなというのは、これは今後の積み残しだと思うんですけども、一応認識しておく必要があるかなと。

あともう1つ、透明性の話は中長期とか四半期ベースとかというのはあるんでしょうけれども、それでは手遅れになるようなケースもあるかなと。経済的インセンティブが逆向きにフェイクニュースを流す方向に、要するにフェイクニュースを流そうと思っている人間が、プラットフォームだとかそういったところに対して経済的インセンティブを与えてしまうというのがあるわけで、そういったものに対する制度的な枠組みというか、私も自

主規制はいいと思うんですけども、純然に自主規制で完全にマーケットのみに任せておくと、そういったところがうまくいかないんじゃないかなと思っていて、3ページが一番下の項目、法定の注意義務を課すとか、せめてその程度のことはやっていかないと、ひょっとしたら難しいのかなというふうに思っているというのが一番最初の発言の趣旨でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

今、私、お話全体を伺っていて、大体構成員が基本的に同じ方向を向いているだろうと思うと同時に、若干、さらに議論として深掘りしていく必要がある論点も見えてきたかなと、伺っていて思ったところです。

それはどこかといいますと、自主規制ないし共同規制という言い方で、基本的には民間側に焦点を当てているわけですが、裏返して言いますと、自主規制という言葉の裏側で、政府の役割ないし責務、あるいは限界についてある程度、具体的な形式化をしておいたほうがいいのではないかと。そのことによって議論がより詰められるのではないかとこのように思います。

原則的には、政府においては憲法上、表現の自由を侵害してはならない義務がありますし、また最近いろいろ話題になっておりますが、検閲の禁止がこのプラットフォーム研究会でさまざま議論してきた通信の秘密と並んで憲法上規定されているところでございます。その意味で個別のコンテンツの内容を政府が審査し、とりわけ事前にそれに対して不利益的な抑止的な効果をもたらすような行動を行うということは、慎重にも慎重でなければいけないということは、議論の出発点としてまず共有されていることかというふうに思います。

その上で、問題は、フェイクニュース等への対策の取組の枠組みの中で、政府がまず第一義的にはレギュレーター、規制者というよりは、さまざまなステークホルダーの間をいけば関係を取り持つ、あるいはステークホルダーで場に出てこない人を呼んできて、とにかくテーブルに着いてくださいというようなことを働きかけたり、あるいは議論、問題を提起したりする。いわゆるコーディネーターとしての役割をまずは政府が果たすべきだということ、5ページ、3というところのまず核にあるんだろう。

あるいは、さらに進んで言いますと、ステークホルダー間で情報あるいはリソース等にさまざまな差がございます。議論が健全に回っていく、みんながよりよい形でフェイクニュース対策をしていくというために必要なアクターに対する一定の支援を行う。あるいは

アクター間の調整も取り持つといったようなことも、先ほど大谷構成員がおっしゃったことに関わるとは思います、出てくるだろうというふうに思います。

おそらく、ここまでは皆さん同じような前提なんだろうと思うんですが、もう一歩進んで、モニタリングという言葉が出てまいりました。1つは、プラットフォームサービスを通じて、あるいはそれ以外も含めて、社会全体での、いわゆるフェイクニュースやディスインフォメーションをめぐる現在のメディア環境における問題を一般的に世論として把握して、何か対策を打つ、それも1つの継続的なモニターです。社会全体での、あるいは世論によるモニターでもあるわけです。

それを生かすためには、事業者の側でさまざまな必要な情報の公開、あるいは透明性を確保するといった取組が必要であり、また、それが十分であるだろう。そういった社会全体によるモニターが適切に回っていくように、例えば5ページで書かれているようなフォーラムを設置し、政府がコーディネーターとしての役割を果たすということでもまずいいのではないかという見方があるわけです。

しかし、先ほどのご議論を伺っていると、もう一歩進んで、政府に特定の形でのモニタリングの役割を求める。例えば継続的モニタリングという場合に、定期的な、それも場合によっては短い間隔での情報の提供をさせて、かなり能動的なモニターを社会全体が果たせるように、政府が積極的な役割を果たす、ピークルになるといったこと。あるいは個別の場面、一定の災害、あるいは選挙でありますとか、それ以外の不測の事態があったときに、政府が能動的に情報の提供を事業者に求めて提出させる。これはかなり個別的な、ピンポイントのモニタリングとしての性格が強いものだろうと思います。

今のお話を伺っていると、このような政府の役割のうち、コーディネーターや支援ということを超えて、モニタリングにおいて果たすべき役割としてどこまでの強度のものを構想するかということについては、構成員の間で少し見方の違いとか、ニュアンスの違いがあるように私には見受けられたところです。

いまの整理が違うということも含めて、何かこの時点でさらにご指摘があれば承りたいのですが、いかがでしょうか。森先生、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。宍戸先生の整理していただいたおりに思っています、モニタリング、政府がプラットフォームの取組の状況を見る、監視すると言うと、また非常に問題のある言い回しになりますけど、その中身が皆さん少しずつ違っているのかなというふうに思っています、私としてはモニタリングという言葉を使いますけ

れども、それはあくまでも自主的な取組がベースであって、どのように対策をされているのかということ、政府のフォーラムを設置して、フォーラムを設置するという、その場の提供者の役割を政府はして、そこでそれぞれの方針に基づいた対応を報告していただくというところにあくまでもとどまるべきであって、それ以上に進むべきではないと思います。

特に、そもそも何でこんなことになったかみたいな話になりますけれども、違法情報でない情報は、これは適法な情報なわけですし、それはフェイクニュースであっても違法な情報ではないわけですし、ほかにも例えばヘイトスピーチのようなものは大きな問題となっていますけれども、違法情報にはなっていないわけですね。

有害情報の規制という議論もこれまでたびたび出てきましたけれども、有害情報を規制するということは恣意的な基準が設定されるおそれもありますし、表現の萎縮を招くということで、これまでは退けられてきた提案であったわけです。なぜ事ここに及んでフェイクニュースが大問題になっているかといいますと、それは先ほど来ありますように、限定的な人に対して特定のメッセージが送りつけられる。それから、現代的な状況としてフィルターバブルであったり、エコーチェンバーであったり、おそらく皆さんが全く同じ情報を見ていれば、その中である種の自浄作用、批判等が働いて、そんなにみんな引きずられることはないわけですが、それはみんなが同じ情報を見ていないという状況になったことによって、大きな問題になったのではないかというふうに思います。

なので、情報の受け手との関係での問題ということを考える必要、これは多分、次の項目以降だと思いますけれども、それは非常に重要ですが、適法な情報の削除とか、そういったことに関する問題について、先ほど申しあげましたように、フォーラム設置以上に政府が踏み込んだことをすべきではないと思います。

【宋戸座長】 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。まず、松村先生、お願いします。

【松村構成員】 今の点、さっきの発言でもちょっと違和感があったのですが、森構成員のご意見は承りましたが、それ以上はすべきでないということが、この報告書のトーンで、この場での統一見解だとすると、私は異議があります。

「すべきじゃない」と言ってしまったら、その報告を受けたけど、報告を受けて問題があることを認識した後でも対応ができないことにもなりかねない。それは実態がどうなっているのか、あるいは報告の結果、どんな問題が起こっているのかというのによって、次

のステップに行くかどうかは決まるので、今の段階でそれが上限で、それ以上行くべきではないと決めつける必要はないと思います。

ただ、一方で、大きな問題が、これでは対応できないことが明らかでない段階で、性急に表現の自由を侵害するようなことをするだとか、あるいは、まさにご懸念になっているようなことに先走ってやることに対する警戒感は理解はしました。しかし政府はそれ以上やるべきではないという点には、私は賛成しかねます。以上です。

【宋戸座長】 それでは次に、先に山口先生、お願いします。

【山口構成員】 まず、欠席が続きましたことをおわび申し上げます。これまでの議論の全体的な流れを十分に把握しておらず恐縮ですけれども、コメントを2点、申し上げます。

1点目は、いわゆるフェイクニュース・偽情報対策に関する本研究会での議論のいわば<全体的な方向性>におけるスタンスの確認です。言論・表現の内容規制に直截につながり得る、フェイクニュース・偽情報対策といったトピックに関しては、総務省での研究会である以上は、議論の<全体的な方向性>としては、まず基本的には、<積極的な対応は難しい>というスタンスにならざるを得ないと思います。そうであるがゆえに、本研究会において、例えば表現の自由などの関連する諸価値・利益に配慮しながら、慎重かつ多角的な議論を積み重ねられてきたことは、大変意義があることと思います。

第2点目は、そうした議論の全体的な方向性における基本スタンスを所与とすれば、留意しておかなければならない<今後の課題>として、次の2つを挙げておきます。1つは、特にプラットフォーム事業者を中心とする民間事業者の<責任ないし義務の明確化>が必要であること、もう1つは、それといわば表裏の関係にあるものとして、そうした民間事業者の責任・義務を規定するそもそもの<根拠法の明確化>が必要になることです。少し言葉を足していきますと、プラットフォーム事業者等の民間事業者に対して、内容に直截に関わり得るモニター（監視）・サーチ（探知）・削除といったいわゆるコンテンツ・モデレーションのみならず、透明性確保・情報提供・調査協力・フォーラムの場への参加等に関しても、もし政府が明示的に関与する形でいわば括弧付きの「自主的」規制ないしは措置を求める場合には、その根拠となる法制度は何か、また、その法制度における保護法益・判断基準・適用範囲とは具体的にどのようなものかについて、これは政府側の責務として、憲法上の要請という意味でも、できる限り明確にすることが求められると思います。

本研究会資料においても、諸外国での試みが紹介されていますけれども、例えば今回の

資料の15-1の2ページにある、特にフェイクニュースや偽情報の対策の方向性について、1、2、3、4といったアプローチをめぐる政策上の選択肢のうち、どれを選択するかについては、基本的に、まずは立法府において、明示的に価値判断をした上で、規制権限ないしは法的根拠を明確に定めるという責務を果たすからこそ、例えば先ほどの民間事業者に対する政府からの協力要請も実効的に可能となり、また、個別具体的な事例で争いがある場合に、根拠法に基づく解釈・適用について裁判所も踏み込んだ判断ができると言えます。

おそらく今までの議論の繰り返しになるかと思いますが、フェイクニュース・偽情報対策に関しては、日本政府としての基本的なスタンスを確認しておくことは、その憲法上の立ち位置を明示することでもありますので、本報告書案の中で、先ほど申し上げた2点、すなわち、まずは、議論の〈全体的な方向性〉における基本スタンスを確認して、次に、プラットフォーム事業者等の民間の関連事業者の〈責任ないし義務の明確化〉をするとともに、その責任や義務を規定する際の〈根拠法の明確化〉をすることの必要性は、今後の継続的な課題としていただければと思います。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございました。それでは、森先生。

【森構成員】 ありがとうございます。私が自主規制でいいと言っていて、ほかの先生方が「もっとがんと行け」と言って、いつもとちょっと違うような印象を受けているんですけども、でも、私としてはそうでした、もちろんこの場での統一意見とか、もちろんそういうことでなくても、私としての意見なんですけども、先ほど松村先生がおっしゃいました、じゃ、フォーラムを開いて、その取組を伺ったときに、あまりやっていませんというときに何もできないというのはどうなんだというお話でしたけども、そこで何がしかの形で、おまえらのやっていることは不十分だ、もっとちゃんとやれということを政府が言うことが私はあまりよくないんじゃないかと思ってまして、そういったところで、それではもう少ししっかりした基準をつくりまして、もっと削除しましてというふうになることがよくないんだと思っていますので、そこはちょっと意見が違うということなんです。

ただ、ご趣旨として、いや、だけど、問題が発生したから、こういう検討を我が国ももちろんですし、外国でもやっているんじゃないか、自主的取組の状況を聞くだけでいいのか、それはご趣旨としては大変よくわかる場所なんですけれども、そういう意味では、私としては何でこんなことになったかというのは、やはり出し分けの問題、ターゲットイン

グの問題、フィルターバブルの問題、そういったことがこの状態を招いているのではないかと思いますので、中身に関することですね、何がフェイクニュースかとか、どういう情報がネガティブな評価を受けるのかということについては、これまで同様、自主規制にほぼ全面的に委ねるといふことにはしていただいて、出し分けに関する部分、対象者を選定する、リコメンデーションのアルゴリズムを変更する、そういったことについては、これは一歩踏み込んだ対応をして構わないというふうに思います。以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございます。ほかにこのラウンドでございますか。寺田さん、お願いします。

【寺田構成員】 非常にどんどん深いところにはまってきているような気はするんですが、おそらく皆さんの中でモニタリングの中身そのもの、その内容に関して政府は関与してはいけない、ここは多分皆さん問題がなく同意されていることだと思います。

その次の段階で、どの程度なのかというところなんですけど、モニタリングということで、実は何も定義せず今モニタリングの話をしています。モニタリングの機関って実はかなり危険な機関であるということ的前提を考える必要があるのではないかなと思っています。

何が危険かという、中立であるとか公正である、こういったものが何であるかというのが明確に決められていない中で、こういったモニタリングの機関がつくられてしまうと、場合によってはメディアとかプラットフォームをさらにおかしな方向へ持って行ってしまふような機関になりかねない。ほんとうはモニタリング機関というのは複数があつて、それぞれが切磋琢磨していくような形がいいと思うんですが、日本の場合はそれができない状況なのではないかなと。

おそらく1つしかできないということになってくると、この機関って非常に危ない機関になってくるので、少なくとも政府としては、このモニタリング機関がちゃんと運用されているのかとか、そういった部分というのはちゃんと見ていく必要はあるんだろうなと。それ以上の中身に関しては、関与するというのももちろんだめだとは思いますが、モニタリングの機関というものがどういったもので、おそらく公正中立というのはそれぞれ物の考え方が違うものが出てくると思うので、ここそのものには触れずにモニタリング機関の在り方であるとか運用であるとか、そういったところは誰かがここをさらに第三者機関でとってかなり難しいので、このあたりは政府と行政関係である程度見ていくというところぐらいまではあり得るのかなというふうに思っています。以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございます。

大分各論に入ってきていると思いますので、それでは、先に進ませていただきたいと思いますが、今のお話を伺っていても、基本的にフェイクニュース対策あるいは偽情報対策と申しましても、かなり複合的なものであるだろうと。その中である種の事業者に強い義務を仮に課すんだとすれば、それは法律上の根拠が必要だということは、まさに山口先生ご指摘のとおりでございます。同時に、プラットフォーム事業者が、あるいはそれ以外のアクターが、どういう責務あるいは立ち位置にあるのかということをもまず明らかにしていくということもまた1つ必要なことでございます。また、森先生のご発言について言いますと、規制緩和のように聞こえる部分もありますが、必ずしもそうでもない。このコンテンツがフェイクニュースかどうか、偽情報かどうかということ判断した上でネガティブな制裁を課すということについては、これは慎重じゃなければいけないということを森先生はおっしゃるわけですが、その前の段階での、例えば政治的なターゲティング広告については、おそらくこのメンバーの中では最も強い規制派で、いわばコンテンツの前の段階のところはかなり強い規制をお考えになったりするんだらうと思います。

おそらくは、この中におられる方々の中で、複合的な対策の中でどこに力点を置いてどういう規制をするのかによって、ほかのところはやらないほうがいいのか、この規制ができないから、この事業者をコントロールポイントとして規律を課していくべきではないかといったような見方の違いが出てきているんだらうと思います。

また、このスライドでいいますと、5ページに出てきている対話の場に加えて、いわゆるモニタリングの常設的な機関のようなものをつくるのかどうか、そのこと自体1つの論点でありますし、開かれた問題であるだろう。そもそも、その前の段階で、スライドでいいますと、4ページにあるような我が国におけるフェイクニュースの実態をちゃんと把握するという作業がまず必要であり、そのためにも対話の場が必要である。それでいろんなことがわかってくる中で、さらに一歩進んでモニターといった話も、常設的な機関をつくるという話も場合によっては出てくるのかもしれないというふうに、流動的な時間軸の中での議論ということ意識いただいた上で、さらにさまざまご意見をいただければというふうに考えております。

そこで、次に6ページから7ページ目まで、議論の焦点にありますプラットフォーム事業者による適切な対応及び透明性・信頼性の確保について、これまでと重なる点もあろうかと思いますが、ご意見をいただければと思います。

先ほど生員構成員からご指摘ありましたように、ここでの透明性といったとき、ちゃん

とプラットフォーム事業者がフェイクニュース対策をしているかという問題もあると同時に、利用者の表現の自由を確保するという観点から、プラットフォーム事業者がやり過ぎていないか、そのこと自体もまた1つ透明性が、その意味で双面的に必要なだということは、まさにご指摘のとおりで、この1番目にも書いていることだろうと思います。

問題は、この透明性の中身をどうやって詰めていくかということと、それをどういう手法でプラットフォーム事業者の方に規律として遵守して、実施していただくかというあたりが論点だろうと思います。

いかがでございましょうか。大谷構成員。

【大谷構成員】 ありがとうございます。6ページ、7ページのあたりということだと思わなければならないけれども、これまでプラットフォーム事業者の透明性確保のための対応として、透明性レポートというのが毎年更新されてきているのを拝見していて、非常に興味深いものだなと思っております。特に世界の各地でどんな情報の削除の要請があり、そののどれを受けて、どれを拒否したかということも含めて、プラットフォーマー自身の情報そのものについての方針、コンテンツに対する方針を理解することができて、非常に興味深いなと思っております。

特に、各国の政府がプラットフォーマーに要求したものを、どれを受け入れて、どれを拒絶したかというようなレポートも含まれているので、そういう意味で、今の透明性レポートの運用というのを引き続き続けていただくことが、我々自身の情報リテラシーの向上やステークホルダーについての対応力の向上ということにもつながっていくのではないかなと思ってるところなんです。

ただ、そういったプラットフォーマーのさまざまなレポートを拝見していると、EUなんかはちょっと特殊な扱いを受けておりますけれども、法制度とかサービスの普及状況とか、その背景などの違いが捨象されていまして、おそらく特にグローバルなプラットフォーマーについては、世界の見方、世界観がフラットな状態になっているんじゃないかなというのを折々に感じるところです。

これまではそれで足りていたのかもしれませんが、我が国で起こっていること、私ども自身が実態を十分に確保しているとも言えないところですので、実際に偽アカウントへの対応などについて、日本マーケットではどのような問題が生じているのか、削除件数はどうなっているのか、そういったことをできるだけ可視化していただく、そのためにも地域の状況をプラットフォーマーに理解していただく、理解した上で公表していただく

ということが必要なのではないかなと思っております。

先ほど以来の議論の中で、自主的な対応をどこまで期待できるのか、ある程度法的な明確性といったことの要請なども出てきているところなんですけれども、こういった透明性レポートに対しての社会的にそれを公表していただくことによって、学術研究者、有識者が十分に批判をするとか、そういったことが本来の自浄作用につながっていくものだと思います。

その意味でも、特にグローバルなプラットフォーマーが日本マーケットをちゃんと重視しているんだということの証左になるような、地域の特性等に配慮したレポートの提供というのが望まれるのではないかなと思っているところです。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。森先生、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございました。これについてはほんとうにしっかりおまとめいただいていますし、先ほどの生貝先生、大谷さんのご意見につけ加えることはないんですけれども、先ほど行動ターゲティング広告で政治広告を出すことについては一番厳しいのではないかというお話がありましたので、ご指摘のとおりで、多分一番厳しいだと思います。禁止でいいと思っております。

どうしてかということをお話ししたいと思いますけれども、今ほんとうにどんな人かというのがわかるようになっていて、その人にリーチできるようになっています。それがうまくいって、許容されて繁栄してきたのは、それが広告だったからですね。ここで広告と申し上げるのは、商品やサービスを売るということだからよかった。あなたはジョギングシューズを探していませんかとか、あなたはオーストラリアに旅行しようとしていませんか、引っ越しですかというところであれば、それはほんとうに便利なサービスでよかったんだと思いますけれども、これは、例えばちょっと説得したら、ころっと投票してくれそうとか、あるいは、この人は内定を出したらやめそうとか、そういうことに使うのは、それはいろんな問題があるわけですし、広告だからうまくいった、商品、サービスの商売の広告だからよかったんだ、問題なかったんだというところは、それは間違いなくあると思います。

なので、そういうことをほかの場面で使うと、どうしてもある種、脆弱性につけ込むという面が出てくるわけですし、そういうことを政治でやるということは、それは社員の忠誠心をはかったりするのと同じように適切ではないということなので、私はそこは厳しく

ていいということが補足の1点目でございます。

2点目の補足は、まとめの6ページ目の4ポツのところに「AIの技術の活用により削除等の対応を行う場合」とありますけど、これも海外では誤爆の指摘みたいなことがあります。まして、プラットフォームの自主的な取組を今やっていますけれども、いろんなところで、本来は問題がある状況の告発であったような情報も間違えて消しちゃうということがかなり問題視されていますので、私、実は宍戸先生のフェイスブックで紹介していただいたのを見たんですけども、そういったことも報告書にされるときにはまた宍戸先生に教えていただいて、取り込んでいただければと思います。以上です。

【宍戸座長】 いろんな意味でありありがとうございます。ほかにいかがでございますでしょうか。木村さん。

【木村構成員】 情報がフェイクかどうかということも重要ですが、正しい情報であっても、誰が情報を選んで、どういうふうに配信していくのかということのがすごく問題だと思っています。

と申しますのは、よくフィルターバブルですとかエコーチェンバーとか申しますけれども、自分の好んだ情報ばかり取り込んでいくということで、2台パソコンがあると、両方同じサイトを見ているはずなのに、ニュースの内容が違うというのは皆さんご経験済みだと思うのですが、そういったふうにどんどん自分に都合のいいというか、自分が欲しい情報ばかりあるという、そういうことに今陥っていて、たとえ悪意があるターゲティング何とかではなくても、やはり利用者としてはそういったことに陥りやすいのではないかと、最近、私は危惧しているところでございまして、プラットフォーム事業者がどのように情報を配信していくのかというところは透明性が確保されるべきではないかと、ここのラウンドのところでは感じているところです。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。さらにいかがでございますでしょうか。寺田さん。

【寺田構成員】 行動ターゲティングが出てきてしまうと、どうしても元広告代理店なので、少しお話ししないといけないかなと思うんですが、フェイクの文脈で行動ターゲティングの話をするというのはちょっと無理があるのかなと思っています。あくまでもこういったターゲティングというのは使い方によって、フェイクを広めるという使い方であれば、全く違う使い方もあるので、少し別の枠組みで考えていく必要があるのかなというふうに思っています。

特に行動ターゲティングそのものは、プラットフォームがやっているのではなくて、そ

の後ろの広告配信系の事業者がやっているものなので、ここでの議論の中に全部突っ込んでいくと、ちょっと厳しいものがあるので、少し分けて考える必要があるだろうと思っています。

それと、全体の透明性とかアカウントビリティの話なんですが、プラットフォームに透明性、アカウントビリティを求める、これ当然の話だと思っているんですが、メディアと同じで、プラットフォームもさまざまなパターンがあり得るんだろうと思っています。メディアだと、右寄りとか左寄りとか言われる言い方があるんですが、プラットフォームも個別の趣味に特化した形になっていくようなものであったりとか、これによって随分性格が変わってくると思っています。

なので、プラットフォームそのものに対して極端に公正であるとか中立であるとかという話をしていくと、多様性を失って、結局、世界観がフラットになってしまっ、独占とか寡占とか、そういった問題を逆に起こしかねない。プラットフォーム自身も多様性を持っていく必要があるだろうということで、そういった視点も考えていく必要があるんじゃないかなと思っています。

その場合に必要なのは、やはりユーザーがちゃんと選べるような仕組みであるということになると思いますので、プラットフォームの透明性とかアカウントビリティというのは多分前提として、自分たちがどういった哲学でやるのか、思想でやるのか、世界観でやるのかとか、こういったことを表明する、これは大前提として考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。以上になります。

【宋戸座長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

まず先に松村先生、お願いします。

【松村構成員】 ここの本筋じゃないのかもしれないですが、まさに今出てきたターゲティングというのを、商品売るためであれば自然だけれど、ニュースの配信では問題があるという整理の仕方は、ある種、説得力はあると思うのですが、そんなに簡単じゃないと思います。

ニュースで、私は野球に関心があるから野球のニュースを配信してください、あるいは、そうだと思われる人に配信するというようなことと、それから特定の脆弱な人に送るということの区別というのは、同じように非常に難しい問題が出てくるし、商品の販売と政治的メッセージの伝達の区別も難しいし、何が政治ニュースなのかも内容に踏み込まないで判断できるのか。私は、問題は2分法で簡単に整理できるほど単純ではなく、実際の運用

には相当に難しい問題があると思っています。以上です。

【宍戸座長】 それでは、森先生。

【森構成員】 ありがとうございます。松村先生のご指摘のとおりで、難しい問題があると思います。こういうものはだめ、こういうものはだめというのはそんなに難しくはなくて、それは内定の辞退であったり、社員の忠誠心であったり、政治広告であったり、そういうものはよくないんじゃないかということは言えるのではないかと思います。

ニュースですよ。今おっしゃいましたが、野球だったら、これは私は問題ないと思いますけれども、もう少し時事的なものであったりとか、まさに政治的なものであったりとか、そういうものになってくると、だんだん難しい。興味があるから政治のニュースを見たいということと、それが意図的な何かそのユーザーに対する操作みたいなことにつながらないかというのは難しい問題ですけれども、少なくとも政治広告というのはユーザーを誘導するものですので、それはやっぱりだめなんじゃないかというふうに思います。

先ほどの寺田さんのお話ですけれども、まず、プラットフォームじゃなくて広告事業者のお話なんじゃないかということがありましたが、しかし、プラットフォーム事業者と広告事業者と分けるというのなかなか難しい話で、GAF AのうちのGとFは、これは広告事業者なので、大手広告事業者イコールプラットフォーム、プラットフォームを使って広告をするという状況は一般化しているのではないかと思います。

もう1つのご指摘、これはフェイクニュースの分脈からは外れているんじゃないか。これは全くそのとおりでして、先ほど生貝先生もおっしゃっていましたが、フェイクニュースそれ自体のことと、4番に6ページ以降に書かれている透明性、アカウントビリティの確保の話とは、それは若干違う話でして、フェイクニュース対応みたいなことで問題になってきた、従来よりも非常に強く意識されるようになったプラットフォーム事業者の取組、ここに1行目にまさに「過剰な削除の問題が生じないように」というふうに書かれていますけれども、そういった過剰な削除につながるような状況、場合によっては政府からあなたたちの取組は不十分だと言われかねないような状況を背景に、透明性レポート、アカウントビリティ確保ということが問題になってきたわけですから、ここには基本的にはあらゆるその問題が組上に乗っていて、フェイクニュース以外の有害情報であったりとか、あるいは先ほどのターゲティングの問題であったりとか、そういったものが全て透明性、アカウントビリティの問題に入ってくるのかなと思います。

そして、そういうところでプラットフォーマーが、自分たちとしてはこういう方針でや

っている、自分たちはフェイクニュースの問題を大きいと考えて、積極的に削除している、件数はこうである、自分たちは表現の自由を尊重して、積極的な削除はしていない、そういったことを表明することによって、それぞれのプラットフォームの事業者の透明性、アカウントビリティがいろんなところから評価を受けて、それによってある種の、みんなで見えていくという状況が保てるのではないかと思います。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

既に随分前に議論したので忘れてしまったことがあるかもしれませんが、お手元参考資料1をご覧くださいますと、これは以前、生貝先生からもご報告いただいた点にも関わるとは思いますけれども、EUにおけるフェイクニュース対策というときに、ターゲティングの方法、広告の在り方、とりわけ政治的な広告についてどう考えるかということについては非常に多くの議論があって、行動規範としてもそれへの対応が盛り込まれている。例えば6ページなんかではフェイスブック、グーグル、それからツイッターさんにおいて、政治広告に関する方針ということで、ターゲティング広告そのものを禁止するかどうか、少なくとも特に政治的な選挙とかに関わるフェイクニュース、ディスインフォメーションをエコシステムとして支えている部分に対して、どう手当てするかということが一応議論になっているということは確認しておきたいと思います。

ほかにいかがでございましょうか。大谷構成員、お願いします。

【大谷構成員】 ありがとうございます。先ほど森先生からAIの誤爆の話が出ていたところなんですけれども、誤爆に限らず、苦情などを申し立てられた場合に苦情処理の対応などが円滑に進められていないという課題もこれまでに議論になっていたところですので、苦情に対応する救済メカニズムのようなものを各事業者が整えていく、そして、それが使いやすいような状態で示されることというのもあわせて望みたいと思います。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。さらにいかがでしょうか。では、崎村さん。

【崎村構成員】 参考資料2の4ページ目に私の発言も載せていただいているんですが、削除ということに関しては、発言自体の削除、あるいは広告自体の削除も、それからアカウントの削除も慎重であるべきだと思うんですけれども、それに対して透明性ですとか、あるいはこういうレポートがあったとか、そういったものが読む人も検証できるような、そういう体制をつくっていくというのは重要なんじゃないかなと。削除よりもそういう形で情報を足していくというほうが建設的じゃないかなというふうに私は思っていると

いうことをもう一度ここで強調しておきます。

じゃ、それで苦情をとということなんですけれども、実際にやってみると結構難しいんです。おかしいだろう、このツイートとか。身近であった相談された例なんかだと、これはフェイクニュースじゃないんですけれども、ある人が障害者の方で見えない障害なんですけれども、それを暴露しているようなツイートがあって、それをレポートしようとしても適切なカテゴリーがないんですね。だからうまくレポートできない、そういうのもあったりするので、今おっしゃっていただきましたけれども、レポートの仕方についても少し工夫を促していくことは重要かなと思います。

【宋戸座長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。生員構成員ありますか。

【生員構成員】 この検討会として、さまざまな透明性を求めていくとなると、それは政府関与はどのくらいの強度であるかはともあれ、フォーラムなどを通じてステークホルダーとの対話を促していくことなどが考えられると思いますが、このたびこの検討会としての方向性を考えるときに、1つは、今のタイミングでどこまで方向性を固めておくことができ、それが望ましいのかということが論点としてあると思います。

1つは、しっかりある程度の前進をさせていくという意味では、例えば、透明性ということに関しても、これこれこれだけこういったような情報を出していただく、あるいはアルゴリズムについて説明をしていただくということがある程度明確な形で示されて、それが自主的に実現されるのであれば、しっかりモニターをしていくし、そして、もし実現されないのであれば、より具体的な対応をしていかざるを得ないという形をとるのが、いわゆる自主規制というふうに言ったときの一般的な形になると思います。けれども、現状でこれこれこういう情報について公開してほしいということを明確に決める、明確に合意するというのはまだ日本でもそこまで全体としても議論は詰まっていないところがあるかというふうにも思います。そういったときに、これはあくまで1つの案ということではあるのですけれども、例えば、先ほど三菱様にご紹介いただいた参考資料の中のEUの行動規範、この5ページ目のところなどは、まさにこれはほとんどが情報開示ですとか、あるいは消費者のエンパワーメントなどであり、基本的に情報の削除というのは書いていない。このくらいのことを例えば欧州では自主的に達成すべき事項の指針として示した上で、その具体的なところをプラットフォーム様にお問い合わせをするという方法をとって、実際に彼らはさまざまな取組を努力してやってきていらっしゃる。他方で、プラットフォーマーとい

うのはグローバルに同一のサービスを基本的にはよくも悪くも運用されているわけですから、あまり日本として過度に異なったことを求めるといいうのも現実としては難しいという側面もおそらくあり得るのだらうというふうにしたときに、次の6ページも含めまして、こういった施策の中で、例えば、基本的に政治広告、政治イシュー広告に関する情報の公開ですとか、ヨーロッパやアメリカでは行っているけれど、ほかの国ではまだ行っていないといったような取り組みについて、できるだけ我が国でも、特に消費者保護に資するところについては行うことをしっかり要望していくということが考えられると思います。それから、6ページにあるとおりのさまざまな施策が行われているはずなのですが、おそらく日本の消費者にわかるような形で説明されているものというのはまだまだ少ない。そういうことを日本の消費者や政府等に対しても、日本語を含めてしっかりとしたコミュニケーション、情報発信を図っていただく。そういったところについてまでは必要だということをお示ししておくということは選択肢としてあり得るのかなというふうに考えました次第です。

【宋戸座長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

今、生貝構成員がおっしゃったことは非常に重要な論点を幾つか含んでいたというふうに思います。特に、それぞれのプラットフォーム事業者のサービス自体が多様であり、また、それが求められること、フェイクニュース等への対策ということをやろうとしていることというのも、事業者によって当然多様であるわけですね。一定の枠の中で多様である。また、それはそれぞれの企業のビジネスモデルにもかかわっているだらうというふうに思います。

なればこそ、こういったことが透明性レポートなどによって明らかにされるという必要があると思いますし、また、透明性レポートがユニバーサルなというか、ワールドワイドに公表されると同時に、日本においてはどういう対応をしているのか、日本のリージョンにとってわかりやすく示されるということが、この種の問題の議論の出発点としては必要なのかなと思います。

そういった意味でも、Code of Conduct、行動規範というところまで行くのか、まずその一歩手前で対話のフォーラムの中でそういった点を明らかにしていったって、日本の消費者あるいはメディア、あるいは日本の政府としてはこういうことを求めている、あるいはこういう点に関心があるということをお示しして、だんだん、プラットフォーム事業者の方の透明性の在り方を日本社会にとって健全な方向に持っていく、そういった戦術も考えられるの

かなと、伺っていて思ったところです。

お願いします。

【木村構成員】 以前、この研究会のどこかで発言したと思うのですがけれども、たしかフェイスブックだと思うのですがけれども、日本の利用者に対して障害があったときに、レポートが英語であったとか、時期が遅かったという問題がありました。今の生貝構成員、そして宍戸座長のお話のとおり、日本の利用者にとってきちんと適切な時期に、できるだけ早急に、障害や問題があった場合、もしくは何か事情があった場合には説明されるべきであると思いますし、それは日本語できちんとわかるようにしていただきたいと思います。

【宍戸座長】 ありがとうございます。これはプラットフォームサービス研究会の議論も含み込んだ形での全体の包括検証の中で、グローバルな形での消費者保護の規定の適用であったり、向上を求めていくというご議論があったと思います。そこともこれは関わるのかなと思っております。

よろしければ、時間の都合もございますので、次のラウンド、具体的に申しますと8ページからのファクトチェックの推進、それから情報リテラシー教育の推進、この2つについてご指摘のご意見を伺えればと存じます。

ファクトチェックの問題について、F I J、情報リテラシーの取組、それからG I M Aさんにも来ていただいて、幾つかお話を伺ったところであります。ファクトチェックと、それから情報リテラシー教育の推進は、若い世代だけではなくて、多分我々の世代とか、いわゆる大人とされているような人々にも今後、情報メディア環境がどんどん進展していきますので、いわばずっと継続的に学び続けるということが必要なんだろう。そういう意味でも、情報リテラシー教育の推進は非常に重要なのかなというふうに私は感じております。また、そこにおいても行政や民間団体の既存の施策がいろいろありますけれども、さらにそういったものを向上させて結びつけていくといったようなことが、地味ではありますが、下支えとしては重要なかなと、事務局の案を見て感じたところですが、いかがでございましょうか。

では、崎村さん、お願いします。

【崎村構成員】 最初にちょっと話しちゃったので繰り返しになるんですけども、ファクトチェックの事業モデルは存在しないとか、活動コストが得られないとか、これは結構大きな問題だと思っていて、市場が完全に失敗しているので、そこに対して何らかの手立ては、ある程度政策面も考えていく必要はあるんじゃないかなと思っています。

【宍戸座長】 ありがとうございます。具体的に申しますと、何かファンドみたいなものをつくって、手を挙げたファクトチェック団体に助成のプログラムをするようなイメージですか。

【崎村構成員】 助成のプログラムかもしれないですし、あるいは寄附の話かもしれないし。

【宍戸座長】 わかりました。ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。大谷構成員、お願いします。

【大谷構成員】 とても難しい課題ですので、どうしたらいいという解決策はなかなか思いつかないところなんですけれども、今までインターネット上の情報というのは、対抗言論とか、そういったものに一定の限界があるにしても、何らかのカウンタースピーチというのは重要だということはこれからも変わりがないと思っていますので、何かのフェイクニュース、ディスインフォメーションがあったときに沈黙しないようなことが重要です。沈黙していない人の情報をちゃんと拡散するというのも必要になってきますので、そういった情報、リテラシー教育というのはかなりのリソースをつぎ込むべきではないかなと思っています。

そのリソースというのは、じゃ、どこにあるのかというと、そういう環境をつくり出しているところに一定のリソースを提供していただくということが1つ必要ではないかと思っております。事務局の用意してくださった資料ですと、10ページのところにプラットフォーム事業者と協働した教育の推進ということが述べられているところで、もちろん行政や民間団体がそれぞれに頑張るとしても、プラットフォーム事業者に、世界各国での経験値もありますし、経験値の高さを生かして、教育といったところにはリソースをつぎ込んでいただくというのを大変期待したいところなんです。

ただ、ファクトチェックというような、ファクトチェッカーとか、その技能というのにプラットフォームのリソースを期待してしまうと、独立性が損なわれるとか第三者性が損なわれるといったことも懸念されるので、ファクトチェックのための協力とかはもちろんお願いするにしても、ファクトチェックの仕組みというのはプラットフォームに依存し過ぎない仕組みというのを考えていく必要があると考えます。

ただ、情報リテラシー教育の拡大、強化といったことについては、プラットフォームへの期待を強めてもいいのかなと理解しているところです。ちょっとうまく整理できておりませんが、感想めいた感じで恐縮ですけれども、以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、手塚先生、お願いします。

【手塚構成員】 今、ファクトチェックとプラットフォームの関係のところですけども、8ページのところで「ファクトチェック団体とプラットフォーム事業者の連携を進めていくべきではないか」という、この表現が、とり方によってはいろいろなとり方ができてしまうというところがあるかなと思ってまして、ここのところについてコメントとしてですが、例えば、ファクトチェック団体とプラットフォーマーがなあなあになってしまうと、連携という意味では全然意味をなさないということで、連携というところをどういう表現にするかというのは1つあるかなと思っています。

あともう1点、視点を変えて、この間を取り持つような役目として政府がコーディネーター的な役割をするというのは1つ、両方の緊張感を持たせるという点でも効果的な側面が出るのではないかなというふうにも考えられるので、この辺はぜひ今後どういう全体的なフレームワークをつくっていくかという点で考える必要があるかなと思っています。

【宍戸座長】 ありがとうございます。また、官が関わると、関わったでまた別の問題が起きる側面もあり得ます。いずれにしても、先生おっしゃるとおり、ファクトチェック団体とプラットフォーム事業者の関係が公正な協力であるように、何らかの仕組み、仕掛け、場合によっては何らかの形で官が関わることも含めて、しっかりとした具体案を模索していくべきじゃないかということだろうと思います。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

では、よろしければ、ひとまずその先のラウンドもやらせていただきたいと思います。スライドで申しますと11ページから14ページまで、研究活動への支援、情報発信者側における信頼性確保方策の検討、そして国際的な対話の深化、この3つの項目についてご意見を承れればと思います。

研究活動への支援ということでは、この研究会でもフェイクニュースに関する研究に関わっている先生方にもいろいろご意見を承って、こういう記載になっているというふうにご理解をしております。また、8番目で情報発信者側における信頼性確保方策の検討というところでは、伝統的なメディアにおける情報信頼性の確保のための取組やノウハウも参考にしていけるべきではないか。あるいはプラットフォーム事業者とネットメディアの協力関係などといった関係者間での、これも多分1つの対話がさまざまなレベルで行われるということが期待されているものと思います。

また、13ページにはデジタルアーカイブのお話がありますけれども、デジタルアーカイブ

イブに限らず、さらに、一般的なオープンデータの取組が社会全体の中で、官においても、民間企業においても協調領域において進んでいくということで、基礎となるデータが正しい形でデジタル空間においてちゃんと上がってくる。そして、ちゃんと出典を確認した上で、そこで見方の違いという形で議論が戦わされる、あるいはフェイクニュースやディスインフォメーションがあったときに、そのデータのもとに戻っていける。戻って、これはおかしいということが言えるということが必要というのは、いずれもここに書かれているとおりでろうというふうに思っております。

また9番目、国際的な対話の深化ということは、さまざまな分野で言われてきているところですけども、これがDFFTのトラストの枠組みの中に入っているのか、入っていないのかというのは、G20でのご議論など見ていても、いまひとつわかりにくいところがあります。しかし、フェイクニュースやディスインフォメーション対策は民主主義や基本的人権の尊重、法の支配、個人の尊重といった価値を共有するような国々の間で共通の課題でありますので、ディスインフォメーション、フェイクニュースの対策について、我が国としてもさまざまな形で議論に参加して貢献していくということは当然求められることだろうというふうに思っております。

これらについてご意見いかがでしょうか。では、崎村さん、お願いします。

【崎村構成員】 8番、12ページに現代のメディア環境に対応した情報の信頼性確保の在り方ということで入っていると思います。宍戸先生が今おっしゃっていただいたような形で、情報源がどこなのか、情報のトレーサビリティがとれるようにしていくというのは多分、今のウェブメディア、インターネットメディアというところで非常にやりやすくなっているというのもあり、重要だと思うんですね。なので、場合によってはそこをもうちょっと踏み込んで書いてもいいのかなという気はします。

【宍戸座長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。森先生、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。11ページの7番なんですけれども、先ほどの繰り返しのようになるんですが、AIでプラットフォームには大量の情報があるので、機械学習やAI技術を活用した選別の技術ということなんですけども、もちろんこれを推進することによって誤爆も減るとい、そういう前提で書いていただいているんだと思います。

こういうことをプッシュすると、どうしても1つの指標になって、自動的に何件削除し

たとか、そういうことが1つの指標になっていって、それがもしかしたら大量の誤爆につながっているところもあるかなとも思いますので、内容的にはこのとおりで思うんですけども、もう少し誤爆に対する懸念、場合によっては、それ1つは誤爆であるという指摘があれば、それは人力で戻すということなのかもしれませんし、他方ではA I 自体を洗練させて、誤爆を防ぐということなのかもしれませんけれども、若干そういうトーンが出るように書いていただければ、もっといいかなと思います。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

およそ一般に、ディスインフォメーション等にかかわらず、A I に対しての判断の結果、あるいは学習の公正性に対して、利害関係人がどういうふうな意見、苦情などを申し立てることができるかとかは、普遍的な課題でもあります。このあたりは先ほどご言及いただいた総務省におけるA I 利活用ガイドラインであったり、あるいは内閣府の人間中心のA I 社会原則等にもこの種のことが書き込まれているところであります。A I 技術の活用と同時に、そこでの問題に対してどう対応していくか、公正にA I が学習し、判断できるようにする。また、その透明性をどうやって確保してアカウンタビリティを高めていくか、こういったことについては、この主要課題の個別の検討を踏まえて、最終的な報告書をつくっていく中で、はっきりその連関が見えるようにさせていただきたいというふうに思います。

ほかにかがでございましょうか。生貝構成員。

【生貝構成員】 ありがとうございます。私のほうでは、13ページのところに関して、既に宍戸先生からもご指摘、ご紹介をいただいたところでありますけれども、前にも申し上げたとおり、ほんとうに望ましいいわゆるフェイクニュース等への対策というのは、誤った情報、質の低い情報を消していくのではなくて、インターネット上でより質の高い信頼できる情報にどれだけアクセスできる機会を増やしていくか、悪貨が良貨を駆逐する状態からどうやって良貨が悪貨を駆逐していく状態をつくっていくかであるといいましたときに、デジタルアーカイブ、つまり日本のさまざまな公的あるいは私的な文化機関等が保有している知識の蓄積というものをしっかりデジタルでもアクセスできるようにしていくことも一つの取り組みとして重要であると思います。

また関連して、例えば最近ですと、今年の1月1日から施行された著作権法47条の5によって、いわゆる日本版グーグルブックサーチが、法律上はできるようになったわけがありますけれども、現状は、例えば多くの人々にとって、何か物事を調べたいといったと

きにグーグルで検索をして、ブログですとか、まとめサイト等から情報を得るということがほとんど実質的に情報を得るための主要なルートになりつつある中で、例えば、しっかり書籍の中身が、そこで読めるのはほんとうにごく一部分であり、当然実物は手にとって購入していただく必要があるわけですが、そういうところにアクセスしやすい、しっかりとした出版物で書かれた情報・知識にアクセスしやすい環境を整えていくこと、こういった取組を1つ1つ進めていくことというのが、まさにインターネットを信頼できる知の空間にしていく上での非常に重要な取組だろうというのがまず1つです。

2つ目といたしまして、意見の下のところに書いていただいているんですけども、デジタルジャーナリズムの支援というのもやはり同じ文脈であろうし、ヨーロッパのほうではそういったふうに取り扱われているものと存じております。

例えば三菱様の資料、参考資料のほうですと、3ページの欧州委員会コミュニケーションにおきましても、4番に、1つの項目を丸々使って「民主的社会の重要な要素としてのクオリティジャーナリズムへの支援」ということを置いている。当然このことは欧州委員会自身が右に書かれている施策をやる一方で、他方で、プラットフォームを運営する事業者の方々の社会的責任として、そういうところへの支援をしっかりと行っていく必要があるということで、例えばグーグルさんなどですと、デジタルジャーナリズム支援のプロジェクトに100億円超のファンドを拠出して、プロジェクトを自主的に進めていたりします。あるいはほかの施策としては、広告等のレベニューシェアのあり方をしっかり考えていくべきではないのかという議論もさまざま検討がされているところであります。

ですので、欧州委員会でのコミュニケーションの4番、これはどう国が関わるかというところを含めてまことに難しいところがございますけれど、少なくとも5本の柱のうちの1つとして、欧州委員会としては取り組んでいるということを少し改めて強調させていただきたいなというふうに存じます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。手塚先生。

【手塚構成員】 13ページの「信頼できる質の高い情報」という表記がございますけれども、まさに三菱総研さんのほうで調査していただいた3ページのところで、ちょうどトラストサービスに関わる話にもなるのでコメントとして言っておきたいんですが、1.3のところオンラインの説明責任の強化というところで、eIDAS協力ネットワークによるオンラインの認証の推進とか、こういうことをEUなどは進めている。

つまり、コンテンツ中身も当然ここでは主のことだと思うんですが、やはり仕掛け、こ

ういうネットワーク上でのそれぞれのエンティティーがあったときに、それが正しいものかどうかとか、データそのものが改ざんされていないデータなのかどうか。それは中身は問わないです。それがほんとうに改ざんされていないか、転々流通することによってどんどん内容が変わっていくというのは、これはある種の改ざんに相当するようなものになるわけで、こういうようなところをきちっと、我々のほうではトラストサービスという表現で呼んでいるんですけども、こういうような仕掛けもあわせて、デジタルの世界ではどういうふうにしていくのかということも検討対象に1つ考えておく必要があるのかなというふうに指摘しておきたいと思います。

【宍戸座長】 ありがとうございます。情報、及び情報発信主体の適切性、それはほんとうにそうなのかということをしっかり確保するというので、この研究会でトラストサービスについては手塚先生中心にご検討いただいているわけですけども、そのことも含めて今後、最終報告書をまとめていく中で、ワーキングでのご議論もまたご紹介いただければと思います。

ほかにいかがでございましょうか。大谷構成員。

【大谷構成員】 少し戻ってしまうんですけども、信頼できる情報に接する機会を増やすということは、特に今、成人年齢が引き下げられたことによって主権者教育といったことが改めて注目を集めていると思うんですけども、初めて政治、選挙に関与する主権者に対して、どういう信頼できる情報に接して、どういう意思決定をするのかといったことについて、情報リテラシー教育というのがあわせて行われることが必要だろうなと思っております。そういう意味で、9ページに書いていただいたことと、それから13ページあたりに書かれていることは非常につながっていると思いますので、そういう観点で最終的に報告が取りまとめられるときにはぜひその点にも触れていただければ思っております。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。承りました。ほかにいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

そういたしますと、今の大谷構成員のご発言もそうですけれども、全体を通しまして、今、項目別に議論させていただきまされたけれども、この項目とあの項目はこういう関連があるので注意しろとか、あるいは全体の見立てとしてこうではないかということを含めて、総括的にご意見があれば承りたいと思いますが、いかがでございましょうか。

一応私から口火を切る観点で申しますと、これはフェイクニュースや偽情報への対応に

限ったことではなくて、プラットフォームサービス研究会全体として、既に中間報告書においても明示しているところでございますけれども、いわゆるプラットフォームサービスが情報流通のための社会基盤になってきている。その意味で、極めて重要なサービスであるからこそ、その場を通じてフェイクニュースやディスインフォメーションが流通するといった問題が起きている。だからそこへ対処しなければいけないということなのであるわけですが、プラットフォームサービスが情報流通の社会基盤であり、またイノベーションの基礎でもあるということ、また、とりわけ従来、公正報道あるいは客観報道といったジャーナリズムの規範を遵守することで、いわゆる報道の役割、広く事実を人に知らせるという役割を果たしてこられた既存のマスメディア、それから新しくネットで活躍するメディア、そしてこういったプラットフォーム事業者といったような、広い意味で表現の自由あるいは民主主義にコミットする主体の間の適切な連携が必要であるということは、最終的にこの問題について取りまとめを行っていく中で、必ず触れておくべき点だろうというふうに思っております。

12ページのところにも若干その点は示唆されているところですが、全体フェイクニュース対策の必要性であるとか自主的スキームの尊重を議論する中で、こういったものが全体を貫く前提でもあると思いますので、この点は私から一言しておきたいと思ます。

ほかにはいかがでございますでしょうか。森先生、お願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。9ページ目で情報リテラシー教育のところ、最初のポツの4行目ですが、「エコーチェンバー、フィルターバブルといった現在の情報メディア環境の特性、その環境の中でフェイクニュースが拡散する仕組みを学ぶことで、情報リテラシーを身につけることは重要」とお書きいただいている、全くそのとおりだと思うんですけども、このエコーチェンバーとかフィルターバブルがフェイクニュースの拡散ですとか検証の困難性に、要は害を増していることに影響していることは、このお書きのとおり間違いのないと思いますので、これをもう少し前に書いていただくといいたすか、それこそ冒頭のところの1ページ、フェイクニュースの対策の必要性とか目的のところ、少し現状の問題として、エコーチェンバーやフィルターバブルがフェイクニュースの拡散と深刻さに影響を与えているということを書いていただいてもいいのかなというふうに思いました。

ちなみに、エコーチェンバーとかフィルターバブル自体は、ある種の不可避免的に起こる

ことだと思っ​ていま​して、別​にこれ​は政治​広告​の行​動ター​ゲティ​ング廣​告を禁​止した​からと​いっ​て、な​く​な​るよ​うな​話で​はな​く​て、先​ほ​どご​指​摘あ​りま​したよ​うに、自​分​の興​味​のあ​るも​のを見​ると​いっ​ことは、こ​れはユ​ーザー​とし​ては​当然​です​し、そ​れは決​して悪​いこ​とで​はな​く​て、そ​れによ​っ​てこ​の現​象が​発​生し​てい​て、お​そら​く不​可逆​的とい​いま​すか、こ​れか​らも​さら​にど​ん​ど​んそ​うい​うふう​にな​っ​てい​くんだ​らう​とい​うふう​に思​いま​すけ​れど​も、そ​の中​で、こ​れはフ​ェイク​ニ​ュース​だけ​の問​題で​はな​いのか​もし​れま​せん​け​れど​も、ど​うし​ても特​徴的​な情​報を受​け取​っ​て、局​所​的​な意​見を​形​成す​るとい​うこ​とに​なる​のか​なと​思​いま​すので、対​応​のた​め​の教​育が必​要だ​とい​うこ​とだけ​でな​く​て、フ​ェイク​ニ​ュース​対​策の必​要性​・目​的の​とこ​ろで、も​し可​能​であ​れば書​い​た​だけ​らば​とい​うふう​に思​いま​す。以​上​です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。木村構成員、お願いします。

【木村構成員】 私は9ページの情報リテラシー教育のところなのですが、先ほど宍戸座長も発言されましたけど、その中で、若者だけではなくて全世代に教育が必要だということを書いていたかと思えます。というのは、利用者が被害だけではなくて、意図せずに加害者になってしまう可能性ということがネット社会ではありますので、ぜひそのところはきちんと加筆していただければと思います。

【宍戸座長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。崎村さん。

【崎村構成員】 今の木村さんのお話に乗せてなんですけれども、多くのユーザーの方が、インターネット上では自分は無名であるということで、無責任に発言してもいいという感じを持っていらっしゃるような気がするんですね。ですが、実際にはそんなにインターネット上では無名ではないので、トレースされてしまうということもありますし、逆にトレーサビリティが信頼性を確保する上でも重要だったりもしますので、そういったこともリテラシー教育の中にぜひ入ってくるというなと思っています。

【宍戸座長】 これはインターネットの構造上、頭名と匿名をめぐる長い長い歴史があるお話ですよ。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。生貝構成員。

【生貝構成員】 1つだけ手短かに。最初の1ページの0のところの2つ目のところになるので、目的と必要性を明確にすべきというふうに言ったときに、国際的に議論されている非常に大きな論点として、民主主義や安全保障という問題がある。特に安全

保障に関わるタイプのフェイクニュースの問題と、それからその他一般の間違った情報が流れているというタイプのフェイクニュースの問題というのは、かなり問題の質的にも違いがあり、対策の在り方というのもおそらく大きく異なってくるというところ、前者の問題についてどう考えるのかということは、おそらくこの検討会だけでもとどまるものではないというふうに思いますが、必ずしも同じテーブルの上で議論することができる部分とできない部分があるというニュアンスは、少し冒頭のところでも強調されるとよろしいのかなというふうに感じたところです。

【宍戸座長】 ありがとうございます。フェイクニュースというふうに一まとめにするけれども、それぞれ災害のときの問題、ヘイトスピーチのような問題、それから民主主義、特に安全保障に関わるような問題については、それぞれ規律の枠組みがある。保護法益との関係でも、あるいは国家の主権との関係でもさまざま問題があって、それらについて一応このプラットフォームサービス研究会としてはフェイクニュース対策ということで、いわば横串で見ているわけですが、本来それぞれの前提となる世界があった上で、ここではこういう形で検討しているんだということでもしっかり整理させていただきたいと思っています。ありがとうございます。

そろそろ時間でございますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ありがとうございました。本日も非常にさまざまなご意見をいただきました。冒頭申し上げましたように、フェイクニュースについての立ち入った審議は本日で終わりでございまして、これらを踏まえて引き続き、今後この研究会全体としてのまとめという位置づけの中で改めて整理をさせていただくということになろうかと思っております。本日はいただいた貴重なご指摘、ご意見を踏まえまして、さらに調整を進めたいと思っておりますが、その他、事務局から連絡事項がございましたら、お願いをいたします。

【清水消費者行政第二課企画官】 座長からもございましたが、次回会合ではこれまでの議論を踏まえまして、フェイクニュースに限らず、全体的な論点整理案についてご議論いただきたいと思いますと考えております。日程につきましては別途ご連絡差し上げたいと思っております。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございました。これにて本日の議事は全て終了でございます。以上でプラットフォームサービスに関する研究会第15回会合を終了とさせていただきます。本日は皆様お忙しい中、ご出席いただきありがとうございました。